

新生児蘇生法普及事業（NCPR）の商標使用に関するガイドライン

1. 基本方針

一般社団法人日本周産期・新生児医学会（以下当学会）が行っている「新生児蘇生法普及事業（以下 NCPR）」の商標および修了認定について、その価値を守り適切に使用していただくことを目的とし以下のガイドラインを遵守していただきますようお願い申し上げます。

NCPR の価値を不当に利用する以下の行為に対して、厳正に対処いたします。

- ・当学会が公認している NCPR の講習会であると誤解を与える行為
- ・当学会が認定している NCPR の資格であると誤解を与える行為
- ・当学会の NCPR として承認・推奨していると誤解を与えるような行為
- ・その他、当学会関連 NCPR 事業に関し、誤解を与えるような行為

2. 「NCPR」という用語および略語の使用について

新生児蘇生法 (Neonatal Cardio Pulmonary Resuscitation) の略語として用いられる「NCPR」は当学会が国際商標登録（登録 5463550）をしております。

当学会が公認していない講習会や試験には名称として「NCPR」を使用することはお控えください。

また、当学会の許可なく、著作物のタイトル等に「NCPR」を使用することはお控えください。

3. NCPR 修了認定について

1) NCPR 修了認定の正式名称について

NCPR 修了認定の正式名称は以下のとおりです。（2024 年 4 月現在）

履歴書やホームページに資格として掲載する際は以下の名称を使用してください。

- ① 新生児蘇生法「専門」コースインストラクター（I インストラクター認定）
- ② 新生児蘇生法「一次」コースインストラクター（J インストラクター認定）
- ③ 新生児蘇生法「専門」コース修了認定（A 認定）
- ④ 新生児蘇生法「一次」コース修了認定（B 認定）
- ⑤ 新生児蘇生法「病院前」コース修了認定（P 認定）

2) NCPR 修了認定の認定期間について

認定期間は I・J・A・B 認定は講習会受講日から 3 年間で 3 年ごとの更新を必要とし、P 認定は 5 年間で 5 年ごとの更新を必要とします。更新をしなければ修了認定は失効となります。

資格を失効した際は速やかに修正・削除を行っていただきますようお願いいたします。

4. その他

本ガイドラインに反した使用を発見した場合、以下のフローに基づき対応いたします。

